

事件番号：令和 5 年（ヨ）第 号

債権者 伊東孝介

債務者 グーグル・エルエルシー

令和 5 年 4 月 12 日

東京地方裁判所民事第 9 部 御中

陳 述 書

私は、本件の申立債権者である「伊東孝介」です。

さて、本件申立として、本件投稿に記載されている事実関係についてお話しします。本件投稿によれば私のことを「レントゲンを取りたいと言うので断ったら、治療はしないと言う！」と言及しておりますが、レントゲンでの確認なく処置を行った場合の危険性を考えると、私はレントゲンの撮影は歯科医師として当然の責務と考えております。また、そのような同意を得ずに処置を進めることは不可能であり、治療が継続できないことは明らかです。

次に、本件投稿「抜歯するんでもレントゲン撮ってからでないと抜歯しないと言う！」ですが～これは、説明の必要もないのではないのでしょうか？抜歯処置を行う根拠としてのレントゲン撮影、は必須だと考えております。

次に、本件投稿「ゼニゲバ」という表現ですが、保険診療においてそのようなことはできるわけもなく、正当性のあるレントゲン撮影をおこなうことでこのような批判は限度を超えています。

私は、多少の批判的意見や否定的意見は受け入れていきたいと思っておりますが、さすがに限度を超える虚偽事実による名誉毀損や著しい侮辱行為については、止めてもらえるよう、この投稿について投稿者を特定したいと思います。

どうぞご理解よろしくお願いたします。

(氏名) 伊東孝介

印

(住所) 広島県福山市西新涯町 1-2-25 いとう 歯科